

改正 平成27年10月1日

平成30年9月1日

(目的)

第1条 花園大学(以下「本学」)は、本学の建学の精神である「禪的仏教精神による人格の陶冶」を基本理念とした学術研究の推進と社会に対する信頼性を確保することは大きな使命の一つであり、その使命を遂行する上で、本学の研究者には、研究の信頼性と公正性を確保するため、高度な倫理的規範が必要不可欠で、ここに研究に従事するすべての研究者の倫理的規準を定める。

(定義)

第2条 この基準において、「研究者」とは、下記の者をいう。

- (1) 本学の教職員(非常勤含む)
- (2) 本学において研究活動に従事する学部・大学院生
- (3) 本学において研究活動に従事する研究員(研修員)
- (4) 本学において研究者を補佐し、その指導に従って研究に従事する者(研究支援人材)

2 この基準において、「研究活動」とは、先行研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等により知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の考察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為、およびそれに付随する全ての事項をいう。

(研究の責任体制)

第3条 研究活動における不正行為、競争的資金等の研究費の不正使用を防止するために学内の責任体制を構築する。責任体制は、以下のとおりとする。

- 1) 最高管理責任者は学長とし、大学全体を統括し、本学の研究活動および研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。また、不正防止対策の基本方針を策定・実施し、有効に機能させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2) 統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動および研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。また、不正防止対策の機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3) 研究倫理教育責任者は文学部長および社会福祉学部長とし、研究活動に関する倫理教育に対する責任を持ち、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施するものとする。
- 4) コンプライアンス推進責任者は総務部長とし、研究費に関する事務の実質的な責任を持ち、研究費の不正使用に係る具体策および不正防止に係る研修の受講管理・指導を運営・管理に関わる全ての構成員に対し実施するものとする。

(研究の基本)

第4条 研究者は、生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権に反する研究を行ってはならない。

- 2 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、所属学会等および本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 3 共同研究者や研究に関わる関係者が対等な人格者であることを念頭に、互いの立場を尊重しなければならない。また教員は大学院生、学部学生に対し、不当な扱いや不利益を与えることがないように努めなければならない。

(研究活動の不正行為の禁止)

第5条 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、研究の申請、実施、報告、公表において故意に捏造、改ざん、滅失、漏洩又は盗用をしてはならない。また自らの責任で誠実に研究を遂行し、不当な圧力等によって研究成果の客観性を歪めてはならない。

(研究者の態度)

第6条 研究者は、常に自己を研鑽し、自己の専門研究を推し進めるとともに、他分野の専門研究を尊重しなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

4 研究者は、研究遂行中は常に進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過報告ができるよう努めなければならない。

(資料の収集方法の妥当性および管理)

第7条 研究者は学問的及び一般的に適正と考えられる方法で、研究資料、情報及びデータ収集を行い、収集した研究資料、情報及びデータは滅失、漏洩、改ざん等が発生しないよう慎重に管理しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に一致した必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の自発的かつ明確な同意を得なければならない。

4 研究者は、提供者の同意を得ることが難しいと判断される場合には、本人に代わる者からの同意を得なければならない。

5 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も、第3項に準ずるものとする。

6 研究者および研究に関わる関係者はプライバシー保護の重要性に鑑み、個人が特定できるようなものは、個人情報保護に関する規程に基づき取扱うものとする。

7 研究者は個人情報の取扱いを外部に委託する場合、委託先に安全管理の方法を聴取し、個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

8 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存し、必要な場合開示しなければならない。保存期間について、法令または規定等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。

(機器備品、材料等の適正使用)

第8条 研究者は、研究遂行に際し研究装置・機器・備品等および材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理と適正使用に努めなければならない。

(研究成果発表における責務)

第9条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、発表することが要請される。但し、知的財産権等の取得およびその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

2 研究者は、他者の研究成果を自己の研究成果として発表してはならない。

- 3 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究成果の発表にあたっては、他者の知的財産の侵害、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をしてはならない。
- 5 研究者は、研究成果の発表にあたっては、適切かつ誤解の生じない引用をしなければならない。
- 6 不正行為が生じた場合の対処、審理ならびに裁定に係る手続に関する事項は別に定める。

(研究費の不正使用の防止)

第10条 研究者および研究に関わる関係者は、研究費の源泉が学生納付金、国や地方公共団体からの補助金、寄付金等から賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費は、当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、本学関係規程、当該研究費の関係規程等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は証憑書類を法令および諸規程に遵守しながら厳正に管理し、実績報告においては、真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価にかかわるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の学問的良心に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(申立への対応)

第12条 本学は、研究に関して、本基準に抵触する扱いを受けた者および本基準に反する行為があることを知った者からの苦情、相談等に対応する。

- 2 本学は、この研究倫理に反する行為に対しては厳正に対処し、適正な措置を行う。

(改廃)

第13条 本基準の改廃は、学長が研究倫理委員会の意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 本基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 本基準は、2015（平成27）年10月1日から施行する。
- 1 本基準は、2018（平成30）年9月1日から施行する。